

## 鹿児島県カヌー協会加盟団体負担金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県カヌー協会規約（平成22年4月10日施行）第14条第3号の規定に基づく加盟団体負担金、個人会員負担金及び県民スポーツ大会参加者負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 鹿児島県カヌー協会（以下「本会」という。）は、加盟団体、個人会員及び県民スポーツ大会参加者（以下「会員」という。）から負担金を徴収する。

(負担金の額の決定等)

第3条 負担金の額は、別表に定める額とする。

2 年の途中において本会への加入があった場合の負担金は、年額とする。

(納入期限)

第4条 前年度から継続して本会に加入する会員は、負担金を5月末日までに納入しなければならない。ただし、県民スポーツ大会のみ参加する会員は、当該年度の県民スポーツ大会開催までに納入しなければならない。

2 年度の途中から本会に加入する会員は、加入月の月末日又は指定する日までに納入しなければならない。

3 前2項の納入日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日若しくは金融機関が定める休日に当たるときはその翌日とする。

附 則

この規程は、平成22年4月10日から施行する。

附 則（平成23年4月9日改正）

この規程は、平成23年4月9日から施行する。

附 則（平成24年4月28日改正）

この規程は、平成24年4月28日から施行する。

附 則（令和7年6月1日改正）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	区 分	県登録		公益社団法人日本カヌー連盟登録（1人当たり）		
		基本額	1人当たり	A会員	B会員	
加 盟 団 体	1 役員、代表委員、審判員、指導者並びに公益社団法人日本カヌー連盟が主催・後援する大会、九州ブロックカヌー協会及び九州高等学校カヌー連盟が主催する大会に参加する者 (ただし、役員等のうち有効な審判員資格を有する者)	15,000円	500円	5,500円		
	(ただし、大会に参加する者のうち高校生以下)			5,000円		
				4,500円		
	2 全国少年少女大会、ツーリング大会、カヌーマラソン大会、研修会、講習会等で公益社団法人日本カヌー連盟及び各都道府県カヌー協会が主催又は共催（後援）する行事に参加する者 (ただし大会に参加する者のうち小学生以下)					1,500円
						1,000円
個 人 会 員	3 役員、代表委員、審判員、指導者並びに公益社団法人日本カヌー連盟が主催・後援する大会、九州ブロックカヌー協会及び九州高等学校カヌー連盟が主催する大会に参加する者 (ただし、役員等のうち有効な審判員資格を有する者)		3,500円	5,500円		
	(ただし、大会に参加する者のうち高校生以下)			5,000円		
				4,500円		
	4 全国少年少女大会、ツーリング大会、カヌーマラソン大会、研修会、講習会等で公益社団法人日本カヌー連盟及び各都道府県カヌー協会が主催又は共催（後援）する行事に参加する者 (ただし大会に参加する者のうち小学生以下)			2,000円		1,500円
				1,500円		1,000円
県 民 ス ポ ー ツ 大 会 参 加 者	5 加盟団体に登録した者で、公益社団法人日本カヌー連盟登録が未登録の者				1,500円	
	6 5以外の者		1,000円		1,500円	

備考1 加盟団体とは、市町村単位、クラブ単位、中学校単位、高等学校単位及び大学単位とする。

2 九州ブロックカヌー協会及び九州高等学校カヌー連盟が主催する大会並びに県民スポーツ大会に参加する者は、公益社団法人日本カヌー連盟登録をするものとする。